

アスベスト(石綿)

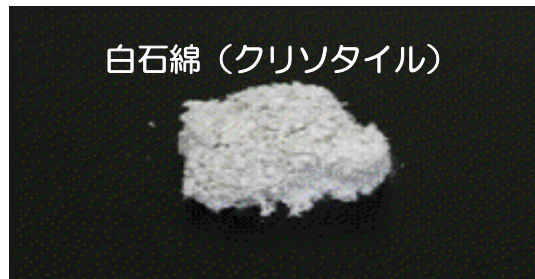
石綿（いしわた、せきめん）とも呼ばれる、天然にできた鉱物繊維です。代表的なものとして青石綿（クロシドライト）、茶石綿（アモサイト）、白石綿（クリソタイル）等があります。

アスベストは、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛散したアスベストを吸い込むことにより、肺がん、悪性中皮腫、石綿肺等を引き起こすことがあるため、法律などで飛散防止等が図られています。

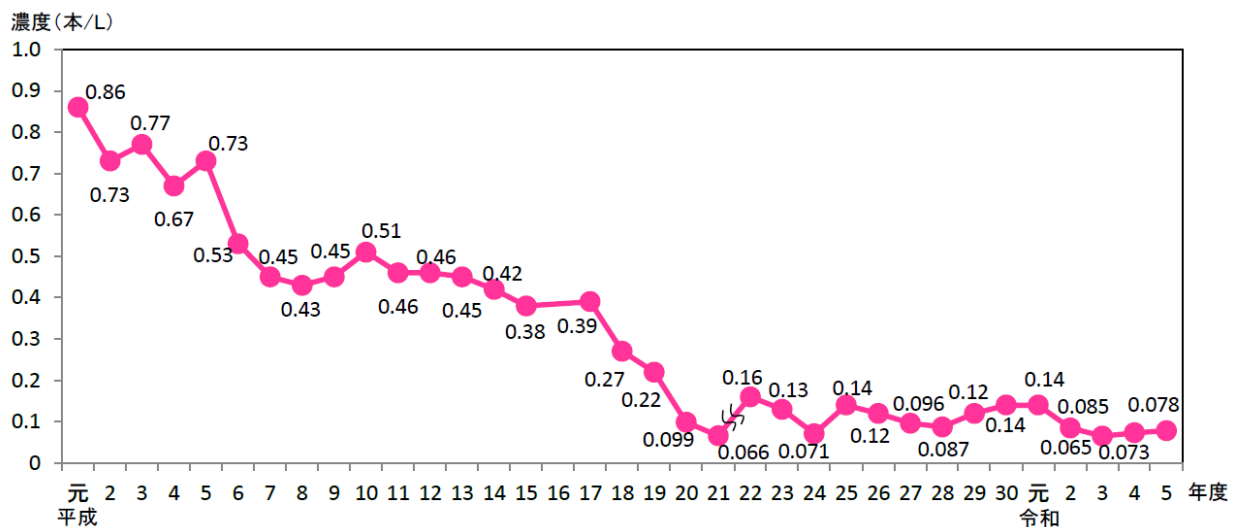
青石綿（クロシドライト）



白石綿（クリソタイル）



◆大阪市内の大気環境中アスベスト濃度の推移



(注)

1. このモニタリング結果は、平成15年度までは市内5地点で実施し、平成17年度は11地点、平成18年度から平成27年度までは15地点、平成28年度は10地点で実施した結果の市内幾何平均値である。
2. 平成22年度以降は、総繊維数濃度(平成22年6月のアスベストモニタリングマニュアル改訂により、測定方法を変更)を測定している。平成元～21年度までは石綿濃度(クリソタイル)を測定している。

大阪市における取組

大阪市では、大阪市アスベスト対策基本方針（平成 17 年 12 月 19 日策定）に基づき次の取組などを行っています。

- ① 学校園・区役所など、市設建築物のアスベスト含有吹付け材等の除去等
- ② 住宅等民間建築物に対する吹付けアスベスト除去等の対策費用の補助
- ③ 建物の解体工事等の立入検査・敷地境界での大気濃度測定
- ④ 建設系産業廃棄物処理施設の立入検査・敷地境界での大気濃度測定
- ⑤ 環境モニタリング調査地点の増設など環境監視体制の強化

アスベストの用途

吹付けアスベストはビル等の建築工事において、耐火・断熱・防音などの目的で使われていましたが、昭和50年に吹付け作業が禁止されました。また、1%を超えるアスベストを含有する「吹付けロックウール」や「吹付けひる石」などは、平成7年に吹付け作業が禁止されました。

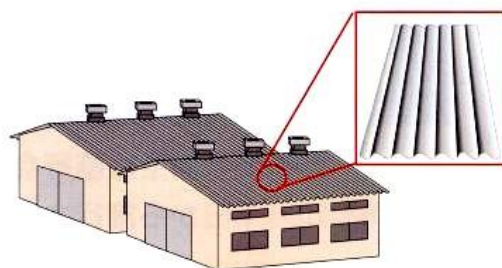
その後もアスベストはスレート材などの建材製品やブレーキライニングなどで使用されましたが、一部の製品（工業用シール材等）を除き、平成16年に製造等が禁止されました。

露出して吹付けアスベストが使用されている場合は、劣化・損傷等によりその繊維が飛散するおそれがありますが、板状に固めたスレート材や天井裏・壁の内部にある吹付けアスベストからは、通常の使用状態では室内に繊維が飛散することはほとんどありません。

なお、労働安全衛生法施行令が改正され、平成 18 年 9 月 1 日から特殊な製品を除き、0.1%を超えるアスベストを含有する製品の製造等が全面禁止されていましたが、さらに、平成 24 年 3 月に同施行令が改正され、0.1%を超えるアスベストを含有する製品全ての製造等が禁止されました。



住宅屋根用化粧スレート・窯業系サイディング



スレート波板

吹付けアスベスト（石綿）等が使用されたおおむねの期間

吹付け材 の種類	アスベスト含有量等	使 用 期 間							
		S30	S40	S45	S50	S55	S60	H7	H7
吹付け アスベスト	吸音・結露防止用 (アスベスト含有率約70%)		←		→				
	耐火被覆用 (アスベスト含有率約60%)			←		→			
アスベスト 含有吹付け ロックウール	アスベスト含有率30%以下					←	→		
	アスベスト含 有率5%以下	乾式					←	→	-----
		湿式(個別認定)					←		→
吹付けひる石(バーミキュライト) 吹付けパーライト			----- アスベストの含有期間等詳細不明						-----

↑
アスベスト含有率5%
超の吹付け施工禁止

↑
アスベスト含有率1%
超の吹付け施工禁止

建物の解体工事等にもなうアスベストの飛散防止規制

吹付けアスベストなどを使用している建物の解体工事等を行うときは、大気汚染防止法等に基づき、事前届出と作業場の隔離や吹付けアスベスト等の湿潤化などの作業基準を守ることが義務付けられています。また、大阪府生活環境の保全等に関する条例では、敷地境界における濃度基準（10本/L）や測定義務などが規定されています。

大阪市ではこれらの遵守確認のため作業現場への立入検査などを行っています。

なお、建物の解体工事等を行うときには、アスベスト使用の有無等の事前調査と公衆の見やすい場所での調査結果の表示が義務付けられています。

解体工事等についての苦情相談は、環境局環境管理部各環境保全監視グループで受け付けています。



アスベスト除去作業

アスベストを吸うと発病するの？

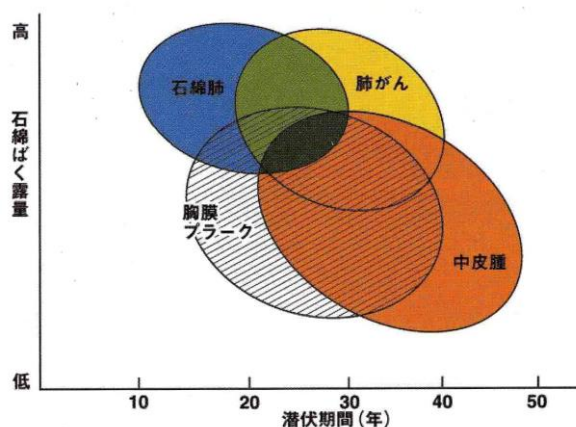
アスベストが原因とされる病気には肺がん、悪性中皮腫、石綿肺などがあり、潜伏期間は概ね15～50年程度といわれています。アスベストを取り扱う作業に従事したことがあるなど、アスベストを吸い込んだ量が多いほど発病の可能性が高まるとされていますが、吸い込んだ人がすべて発病するわけではありません。

また、肺がんについては、アスベストばく露と喫煙の組み合わせで、発症率は相乗的に上昇するとの報告があり、禁煙は重要です。

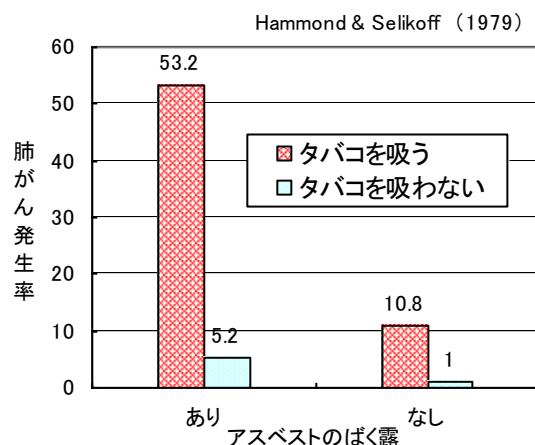
大阪市では、各区役所で健康相談窓口を開設しております。

なお、アスベストによる中皮腫や肺がんにかかっている方、またそのご遺族の方は、救済給付について、お早めにご相談されることをお勧めします。（相談窓口は裏面参照）

石綿粉じんのばく露量と潜伏期間
（森永、Bohlig 1975を一部修正）



アスベスト吸入による肺がん発生率への喫煙の影響
（喫煙せず、アスベストにもばく露しない場合を1として）



アスベスト関連情報ホームページ

アスベスト関係リンク集 <http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000005870.html>

国の機関等のアスベスト関連ホームページは、大阪市ホームページからリンクしています

アスベスト含有の有無の調査などに関する情報について（一般社団法人JATI協会ホームページ）
<http://www.jati.or.jp/>

アスベスト対策Q&A（国土交通省ホームページ）

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/Q%26A/index.html#subsidize>

アスベスト廃棄物の適正処理について（大阪市環境局ホームページ）

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009199.html>

アスベスト(石綿)に関する相談窓口

総合的な相談窓口	環境局環境規制課環境保全対策グループ	06-6615-7923
建物の解体工事等に係る届出・規制及び苦情相談	環境局環境規制課各環境保全監視グループ	下記連絡先参照
住まいに関する相談	大阪市立住まい情報センター	06-6242-1177
建築基準法その他建築に関すること	計画調整局建築指導部建築確認課	06-6208-9291
建設リサイクル法		
民間建築物アスベスト除去等補助制度	計画調整局建築指導部監察課	06-6208-9315
ビル管理法対象施設(大規模建築物)の室内環境	健康局健康推進部生活衛生課	06-6208-9981
建設系廃棄物の処理に関する相談	環境局環境管理課産業廃棄物規制グループ	06-6630-3284
環境濃度の測定・吹付け材の分析	大阪市立環境科学研究センター	06-6972-9020
成形板の分析		
健康に関する相談	お住まいの区の区役所	下記連絡先参照
職場環境対策(健康管理手帳、健康診断など)	大阪労働局労働基準部健康課	06-6949-6500
アスベストに関する労災補償	大阪労働局労働基準部労災補償課	06-6949-6507
死亡された労働者等のご遺族の方に対する救済	労働基準監督署の労災補償担当部署	下記連絡先参照
労災補償の対象外の方とそのご遺族に対する救済給付に関する相談(石綿健康被害救済法)	独立行政法人環境再生保全機構本部	0120-389-931
労災補償の対象外の方とそのご遺族に対する救済給付の申請窓口(石綿健康被害救済法)	お住まいの区の区役所	下記連絡先参照
	独立行政法人環境再生保全機構本部	0120-389-931
	環境省近畿地方環境事務所環境対策課	06-4792-0703

◆ 建物の解体工事等に係る届出・規制及び苦情相談【各環境保全監視グループ】

北部環境保全監視グループ(北区、都島区、淀川区、東淀川区、旭区)	06-6313-9550
東部環境保全監視グループ(中央区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区、城東区、鶴見区)	06-6267-9922
西部環境保全監視グループ(福島区、此花区、西区、港区、大正区、西淀川区)	06-6576-9247
南東部環境保全監視グループ(阿倍野区、東住吉区、平野区)	06-6630-3433
南西部環境保全監視グループ(住之江区、住吉区、西成区)	06-4301-7248

◆ 健康に関する相談、労災補償の対象外の方とそのご遺族に対する救済給付申請(石綿健康被害救済法)【各区役所】

対象区名	局 番	対象区名	局 番	担当番号
北区	06-6313-	東淀川区	06-4809-	健康に関する相談 -9968
都島区	06-6882-	東成区	06-6977-	
福島区	06-6464-	生野区	06-6715-	
此花区	06-6466-	旭区	06-6957-	
中央区	06-6267-	城東区	06-6930-	労災補償の対象外の方と そのご遺族に対する救済給付申請 -9882
西区	06-6532-	鶴見区	06-6915-	
港区	06-6576-	阿倍野区	06-6622-	
大正区	06-4394-	住之江区	06-6682-	
天王寺区	06-6774-	住吉区	06-6694-	【番号のかけ方】 各区の局番+担当番号
浪速区	06-6647-	東住吉区	06-4399-	
西淀川区	06-6478-	平野区	06-4302-	
淀川区	06-6308-	西成区	06-6659-	

◆ 労災補償を受けずに死亡された労働者等のご遺族の方に対する救済(石綿健康被害救済法)及び労災補償に関すること

大阪中央労働基準監督署	(中央区、東成区、城東区、天王寺区、浪速区、生野区、鶴見区)	06-7669-8728
大阪南労働基準監督署	(住之江区、住吉区、西成区、阿倍野区、東住吉区、平野区)	06-7688-5582
天満労働基準監督署	(北区、都島区、旭区)	06-7713-2005
大阪西労働基準監督署	(西区、港区、大正区)	06-7713-2023
西野田労働基準監督署	(此花区、西淀川区、福島区)	06-7669-8788
淀川労働基準監督署	(東淀川区、淀川区)	06-7668-0270

大阪市環境局環境管理部環境規制課環境保全対策グループ 平成18年9月発行 令和7年2月改訂
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル0's 棟南館 5階 電話 06-6615-7923
<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000006080.html>